

行政常任委員会報告

令和2年6月2日
午前10時30分開議
委員会室

◎日程

1 消防本部

- (1) 財産の取得について

2 教育委員会

- (1) 夕張市石炭博物館模擬坑道排水業務の進捗状況について

3 地域振興課

- (1) 夕張市公設地方卸売市場条例の一部改正について
- (2) 第24期農業委員会農業委員の任命について

4 税務課

- (1) 夕張市税条例の一部改正について

5 土木水道課

- (1) 夕張市水道事業給水条例の一部改正について

6 市民課

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る保険事業費の一部執行停止について
- (2) 夕張市国民健康保険条例の一部改正について

7 保健福祉課

- (1) 夕張市介護保険条例の一部改正について
- (2) 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について
- (3) 「新しい生活様式」の実践例について

8 財政課

- (1) 財政再生計画の変更について
- (2) 令和2年度6月補正予算について（補正予算調書）
- (3) 令和元年度全会計決算見込みについて

◎出席委員（7名）

千葉	勝	君
君島	孝夫	君
大山	修二	君
本田	靖人	君

熊 谷 桂 子 君
高 間 澄 子 君
今 川 和 哉 君

◎欠席委員（０名）

◎出席者職氏名

議長	小 林 尚 文 君
教育長	小 林 広 明 君
理事	大 友 秀 樹 君
地域振興課	福 富 貴 大 君
主幹	福 士 泰 史 君
総務課長	芝 木 誠 二 君
財政課長	押野見 正 浩 君
税務課長	池 下 充 君
主幹	秋 山 俊 輔 君
土木水道課長	阿 部 充 雅 君
主幹	松 永 和 敬 君
市民課長	佐 藤 学 君
主幹	木 村 彰 良 君
教育課長	寺 江 和 俊 君
保健福祉課長	平 塚 浩 一 君
主幹	永 澤 綾 子 君
生活福祉課長兼福祉事務所長	堀 靖 樹 君
消防本部消防長	増 井 佳 紀 君
消防署長	齊 藤 正 君
事務局長	佐 藤 浩 一 君
書記	山 下 倫 弘 君

【委員長挨拶】

（千葉委員長）

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は７名全員であります。

理事者側からは、理事のほか、説明員として、課長等が出席されることと

なっております。

本日の委員会の進め方ではありますが、消防本部、教育委員会、地域振興課、税務課、土木水道課、市民課、保健福祉課、財政課の順に報告の事項の説明を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

なお、財政課の財政再生計画の変更について及び令和2年度6月補正予算につきましては、案件に関する担当課長の出席を求めますが、密集・密接を避けるため、入替えにより分割して説明を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

順番は、最初に教育委員会と消防本部の案件、次に保健福祉課と総務課の案件、最後に地域振興課、市民課、生活福祉課の案件といたします。これを終了後、令和元年度全会計決算見込みの説明と質疑を行って参りたいと思います。

また、参加者間の距離を確保するため、隣と距離を空けてご着席いただき、ご発言の際もマスク着用のまま発言するようお願いいたします。換気のため、窓を開け、会議が1時間を経過したところで、室内の空気入替えのため10分程度の休憩をいたしますので、あらかじめご承知おき願います。そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めて参ります。

【消防本部】

(千葉委員長)

それでは、消防本部より報告を受けて参ります。

(消防署長)

消防本部からは、財産の取得について、ご報告いたします。

1 財産取得、高規格救急自動車1台、予定価格3,100万9,000円、仮契約額2,380万40円、地方自治法第96条第1項第8号及び夕張市財産条例第2条の規定に基づき、高規格救急自動車を取得するため、議会の議決を得ようとするものです。

以上です。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(高間委員)

すみません。質問にならないかもしれませんが、救急車、高規格の救急車ということなので、市民に直結ということなので必要なものと思います。

それで、この車両の取替えの基準というのですか、そういうものがはっきり明確にあるならば、教えていただきたいと思います。

(消防署長)

ただいまの高間委員の質問にお答えいたします。

車両の更新についてですけれども、消防機械器具管理規定というものがございまして、そこに年数をしっかり定めておりまして、老朽化によって、緊急出動ができないとか、そういうことの心配がありますので、年数を定めております。さらに、細分としましては、同要綱がありまして、その中にポンプ自動車は 15 年、緊急自動車は 8 年、消防団で使用するポンプ自動車は 15 年とか、救助資機材は何年とか、細かく定めております。

(高間委員)

はい、ありがとうございます。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで消防本部を終わります。

【教育委員会】

(千葉委員長)

次に、教育委員会より報告を受けて参ります。

(教育長)

教育課から 1 点報告がございます。教育課長が説明をいたします。

(教育課長)

おはようございます。

教育課からは、今教育長からお話ありましたとおり、夕張市石炭博物館の模擬坑道排水業務の進捗状況について、口頭ではございますが、ご報告申し上げます。

まず、本年 1 月 6 日から実質的に模擬坑道内の排水業務を委託でございしますが、業務に取りかかっております。当初の予定では、4 月 30 日をもって業務が完了するという予定でございましたけれども、排水業務を始めた後、なかなか水位が下がっていかない。これは、想定以上の水の量が坑道内にあることを裏づけておりまして、この原因については、様々なことが考えられますが、坑道内の湧水の量が想定を上回っていること。あるいは、消火のために注水した際に、模擬坑道内のあらゆるところに水が回ったということが考えられます。

いずれにいたしましても、4 月 30 日までの業務期間において、排水業務

が完了しないということがございましたので、業務の期間を2か月延長し、当初の4月30日から6月30日までの業務延長としたところでございます。

ただ、排水業務そのものは、5月29日をもって、おおむね完了したということで確認を得てございます。

したがって、今後の対応ですが、まず坑道の出口から注水したわけですが、この坑道出口から約44メートル付近までは、以前にも議会のみなさまに、議員のみなさまにご説明申し上げましたとおり、安全確保のためのライナープレートが設置されてございます。しかし、そのライナープレートが設置されている通路そのものも土砂等の流入により、足場が非常に悪く危険な状態でございます。また、坑道内は強い臭気がございまして、ところどころに、また、崩落したと思われる石炭、土砂、あるいは焼け落ちた木材等の堆積が見られ、非常に危険性を増しているというふうに考えられます。

排水後の坑道内の状況を観察するため、今後一月程度は、そのままの状態にしておく必要があるというふうに委員会としては判断してございます。これは、注水をしたことで石炭層及び地盤のずれが生じたのではないか。あるいは水を抜いたことで地盤にずれが生じるのではないか。いずれにしても、人が入ったものの崩落というのは絶対に避けなければならないことでございますので、今後、水抜き後1か月程度は放置をして、坑道の経過の観察を行いたいと考えているところでございます。

その上に立って、安全性が確保されたという判断をもって、有識者あるいは専門家等による坑道内の調査に入りたいというふうに思います。この調査に当たっても、当然、安全対策を十分に図った上で行わなければならないものと考えてございます。

このような、今ご説明申し上げた状況に鑑みまして、模擬坑道の、今後の在り方を現在、今時点で決定づけることは非常に困難な状況だというふうに考えます。

簡単ではございますけれども、石炭博物館模擬坑道の排水業務の進捗状況と今後について、ご報告申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

以上です。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を行って参ります。

(熊谷委員)

今の経過観察の後のことなのですけれども、有識者、専門家による調査をその後行う予定だということなのですが、具体的に有識者とか専門家という方たちはどういった方たちなのか。もし今決まっていましてらお願いします。

(教育課長)

昨年の模擬坑道の火災発生の際にも、有識者、専門家について、市の教育委員会として、業務を委嘱しながら実施した経緯がございます。今回も学者でありますとか、あるいは、元炭鉱に勤めて実際に坑道に入って働いていた方だとか、基本的には、昨年の火災発生時にご協力いただいた方々を中心に、再度、個別に教育委員会として当たっていきたいというふうに考えてございます。その上に立って、人選を行っていききたいというふうに考えます。

以上です。

(熊谷委員)

はい、分かりました。

(千葉委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(君島委員)

一つお聞きしたいのですが、以前、湧き水をポンプアップして外に出しておりましたよね。これは今も継続でやっているのですね。

(教育課長)

君島委員のご質問ですが、既存の排水ポンプと申しまししょうか、4台稼働していたものでございます。それが火災、あるいは注水によって、うち2台が使用不能となってございまして、残り2台を何とか、自家発電機を今用いて、排水に当たったということで、この既存の2台が正常に稼働したということをもって、我々の、2か月の工期は伸びましたけれども、5月いっぱい排水を完了することができたのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

(君島委員)

分かりました。ちょっと私がお聞きしたかったのは、前に湧き水で出していましたよね、外に。それは、今でも湧き水を出さないとどんどんたまっていくということですので、これは継続されているということですのでよろしいのですね。

(教育課長)

ご指摘のとおりでございます。

(君島委員)

分かりました。ありがとうございます。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【地域振興課】

(千葉委員長)

次に、地域振興課より報告を受けて参ります。

(地域振興課長)

地域振興課より2点ご報告をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、資料1をご覧くださいければと思います。夕張市公設地方卸売市場条例の一部改正についてでございます。

卸売市場につきましては、今後も食品流通の核として堅持するとともに、新たな需要の開拓でありますとか、付加価値の向上につながる食品流通構造を確立するため、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を目的とした卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律が平成30年6月22日に公布されたところでございまして、本法律による改正後の卸売市場法の施行が令和2年6月21日にされる予定となっているところでございます。

この卸売市場法の改正に伴いまして、卸売業者の知事による許可制が廃止されることとありますとか、取引規制の共通ルール等の規定が義務づけられることなどから、本市の公設地方卸売市場条例について、所要の規定の整備を行うものでございます。

2番の改正内容についてでございますけれども、まず1つ目としまして、開設者の責務として差別的な取扱いの禁止を規定したところでございます。こちらは、改正卸売市場法の規定に基づくものでございます。

2つ目としまして、卸売業者の知事による許可制を廃止し、市長による承認制へ改正したところでございます。

3点目としまして、買受人について、取扱品目の部類ごとによる承認制の廃止をすることとしております。

4つ目としましては、今申し上げたこと等による条ずれ等の所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、第2回定例市議会での議決を得られましたら、改正卸売市場法の施行に合わせまして、6月21日を予定しているところでございます。

続きまして、資料2をご覧くださいければと思います。こちらは、第24期農業委員会農業委員の任命についてでございます。

第24期農業委員の募集の概要につきましては、募集開始前の本年2月に行政常任委員会でご報告させていただきましたとおり、次期農業委員の任命

に向けまして、本年 3 月 2 日から 3 月 30 日までの間、候補者を募集したところでございます。

募集により農業委員の候補者となった方の評価を行うため、令和 2 年 5 月 22 日に夕張市農業委員会農業委員候補者評価委員会を開催し、審議しましたので、資料のとおり、ご報告させていただきます。

1 の農業委員の定数につきましては、7 名となっております、うち 1 名は利害関係を有しない者を含めなければならないこととされているところでございます。

2 の推薦・応募者数でございますけれども、農業委員の募集方法につきましては、他者からの推薦または本人による応募によることとされておりますけれども、今回の募集につきましては 6 名の方が団体による推薦、1 名の方は個人により推薦がされているところでございまして、計 7 名の方が候補者となったところでございます。

この 7 名の候補者につきましては、任命過程の公平性、透明性を確保するため、夕張市農業委員会農業委員の任命に関する規則によりまして、評価委員会を設置し、評価を行うこととしており、5 月 22 日に市の理事及び関係課長と農業委員会会長で構成する評価委員会を開催し、候補者の経歴でありますとか、推薦者による推薦理由等によりまして、評価について審議したところでございます。

審議の結果につきましては、3 の評価委員会の意見にありますとおり、候補者 7 名全員が農業委員として適任であると評価されたところでございます。

任命予定者につきましては、4 に記載しております方々でございます。済みません。資料なのですが、1 点修正がございまして、5 番と 6 番のところでございますけれども、清野治彦さんと豊田英幸さんの備考欄のところで、新農業委員、現農業委員とありますけれども、こちら、逆になっておりまして、清野治彦さんが現農業委員、豊田英幸さんが新農業委員となっております。申し訳ございませんが修正のほど、よろしくお願いいたします。

1 番の利害関係を有しない秋元さん以外は全て農業者でございまして、4 番の板谷さんと今申し上げました 6 番豊田さんにつきましては、今回新たに農業委員として任命予定の方でございまして、ほかの 5 名の方につきましては、現在の第 23 期農業委員として在任中の方でございます。

なお、農業委員につきましては市長が任命いたしますけれども、任命に当たっては農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定によりまして、議会のご同意をいただく必要がございますことから、第 2 回定例市議会に議案提案を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

地域振興課からは以上でございます。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで地域振興課を終わります。

【税務課】

(千葉委員長)

次に、税務課より報告を受けて参ります。

(税務課主幹)

お疲れさまです。税務課より、市税条例の一部改正について説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、原則として公布の日から施行されたことに伴い、市税条例の関係部分の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、まず1点目に、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得する一定の事業用家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例率を「零」とするための規定の整備。

2点目に、軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、適用期限を6月延長するための規定の整備。

3点目に、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の放棄を地方税法に規定する寄附金の支出とみなし、個人市民税の寄附金税額控除の対象とするための規定の整備。

4点目に、新型コロナウイルス感染症等の影響により、入居期限に遅れた場合における個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の控除期間の特例措置について、適用期限を1年延長するための規定の整備。

その他、法改正に伴う条項や文言の整備を行うものであります。

なお、関係条文につきましては、新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで税務課を終わります。

【土木水道課】

(千葉委員長)

次に、土木水道課より報告を受けて参ります。

(土木水道課長)

それでは、土木水道課より夕張市水道事業給水条例の一部改正についてをご説明したいと思います。

なお、説明については、主幹のほうから説明させていただきます。

(土木水道課主幹)

私のほうから報告事項、夕張市水道事業給水条例の一部改正につきまして説明申し上げます。

1 枚めくっていただきまして、まず、改正趣旨についてですが、当市で給水装置工事を行う場合、市が指定した指定給水装置工事事業者により行われなければならないのですが、一昨年末に改正された水道法により、給水装置工事事業者の指定後5年ごとの更新手続が義務化されました。

これに関しまして、昨年、実施されました道内水道事業者における指定給水装置工事事業者の指定及び更新に係る手数料の徴収状況についての調査結果によりますと、ほとんどの水道事業者において、指定及び更新に係る手数料を徴収していることが分かりました。

当市では、もともと指定に係る手数料を徴収しておりませんでした。他市の状況を踏まえるとともに、将来にわたり厳しい水道事業会計が続くことを考慮いたしまして、このたび指定及び指定の更新に係る手数料としまして、1万円を徴収することとしたいと考えております。

改正内容といたしましては、条例第26条第3項に指定及び指定の更新に係る手数料の規定を追加するものであります。

以上です。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(熊谷委員)

今回、5年ごとの更新手続で1万円を徴収するということなのですが、手数料を徴収している他市の対応等を勘案し、というふうにあるのですが、他市ではどのぐらいの割合の市町村がこの5年ごとの更新のときに手数料を徴収するというふうになっているのでしょうか。

(土木水道課主幹)

熊谷委員の質問にお答えいたします。

先ほど申しました、昨年、実施されました道内の水道事業者の30事業者

を対象にした調査結果、手数料の徴収状況に係る調査結果によりますと、現段階で検討中の２市を除きますと、手数料を徴収している事業者の割合は、指定及び指定の更新ともに９割というような状況となっております。

以上です。

(熊谷委員)

はい、分かりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで土木水道課を終わります。

【市民課】

(千葉委員長)

議長が出席されておりますので、報告いたします。

次に、市民課より報告を受けて参ります。

(市民課長)

おはようございます。市民課から２件の報告をさせていただきます。

まず、資料１のほうをご覧ください。新型コロナウイルスの感染拡大に係る保健事業費の一部執行停止についてですが、本年度予算の議決をいただきました国民健康保険事業会計の中にあります国保ヘルスアップ事業、特定健診受診者対策事業といいますけれども、今般、国のほうが力を入れています。自治体への１０分の１０の交付を講じて、健診率を向上するという事業ですけれども、本市においては３０年度実績で２９.８％と全道平均の中でも低く、国が定めた令和５年の目標数値である６０％の半分程度にとどまっており、受診率の向上が喫緊の課題として、昨年度から未受診者に対する受診勧奨を行ってきたところでございます。

事業の内容につきましては、未受診者への資料の送付及び受診意向の確認の往復はがきの送付。専門員による電話の勧奨、保健指導。みなし健診の勧奨案内の送付。再度、専門員による電話勧奨、保健指導を行って、データ作成をする。

合計金額が４１４万４,０００円の事業でございます。

事業停止の理由についてですけれども、新型コロナウイルスの終息が見えない中において、医療機関においても健診の受託や実施内容について、不透明な状況において、先立って受診勧奨を行うことにつきましては、市民及び医療機関に混乱を招くという判断を行い、本年度の事業を停止するものでございます。

代替策につきましては、健診率の向上の取組につきましては、我々窓口での勧奨、広報の掲載方法の見直し、医療機関と連携したかかりつけ医における「みなし健診」の周知を図り、健診率の低下を防いでいくということでございます。

続きまして、資料 2 をご覧ください。夕張市国民健康保険条例の一部改正でございます。

改正の理由につきましては、国民健康法の一部改正及び令和 2 年度国民健康保険事業費の納付金及び標準保険料率の決定に伴う国民健康保険料の必要見込額と関連する保険料率等の改正をするために夕張市の条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、まず①でございますが、低所得者への国民健康保険料の軽減の拡大ということでございます。

世帯所得が基準以下の場合、1 人あたりの「均等割額」と「平等割額」、所得に応じて 7 割、5 割、2 割という軽減をされますけれども、今回 5 割と 2 割の軽減はされます。

令和 2 年度においては、5 割が 5,000 円を上乗せし、2 割につきましては 1 万円を上乗せするというところでございます。

続きまして、賦課限度額の改正でございます。別紙をお開きください。

昨年度と比較しまして、医療分の賦課限度額が 2 万円、61 万円が 63 万円、介護分が 16 万円が 17 万円、合わせて、合計賦課総額につきましては 3 万円増額され、99 万円となります。

夕張市の条例の改正の対照表につきましては、資料を添付しておりますのでご覧ください。

説明は以上でございます。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで市民課を終わります。

【保健福祉課】

(千葉委員長)

次に、保健福祉課より報告を受けて参ります。

(保健福祉課長)

保健福祉課です。

1 点目の夕張市介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

資料 1 をご覧ください。

改正の主な趣旨を初めにご説明いたします。

1 点目ですが、保険料の改訂になります。低所得者の介護保険料については、平成 27 年度より所得段階第 1 段階の保険料について一部負担軽減を実施してきました。令和元年度においては、令和元年 10 月から消費税 8% が 10% に引き上げられ、所得段階第 1 段階から 3 段階の保険料について、負担軽減の 2 分の 1 が実施されていたものです。令和 2 年度は、消費税 10% が満年度化になったことに伴い、介護保険法施行令の一部改正があり、保険料軽減の完全実施を図るものになったことから、政令の基準に基づき保険料を改定するものです。

続いて 2 点目ですが、条項の文言整理です。当該保険料の改訂に伴うものです。

3 点目についてですが、新型コロナウイルス影響等により、被保険者または生計中心者の収入減による減免を実施するための条項を追加したものです。

改正内容については、下に記載のとおりです。保険料基準額に対する割合について、第 1 段階から第 3 段階別に記載しているのでご覧いただきたいと思います。

続いて、レジュメの 2 点目と 3 点目ですが、これは新型コロナウイルス関連ですが、これまで対策本部では、感染拡大防止対策に取り組んでおりますが、この中で議会を通じて市民のみなさんをお願いしたいこと、または今後の取組について、主幹から説明します。

(保健福祉課主幹)

それでは、資料 2 をご覧ください。新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について説明いたします。

上段に記載していますが、新型コロナ感染症が疑われるような発熱やせきなどの症状が続いたり、また基礎疾患があったり、強いだるさや息苦しさなどがある場合、このフロー図に従って岩見沢保健所や北海道の保健福祉部にご相談いただきたいと思います。

次に、受診についてですが、基礎疾患をお持ちの方で定期的に通院されている方は、保健所に連絡する前にかかりつけ医に相談することもできます。新型コロナかどうか心配という方は、感染拡大防止のため、下の米印の記載のとおり、必ず事前に電話連絡をお願いしたいと思います。事前の電話連絡については、広報などで市民にお知らせしていますが、直接診察に来られてしまう患者さんが多いので、この場を通じて、改めて市民のみなさまにお知らせしたいところです。新型コロナが疑われれば、かかりつけ医と保健所で連携して保健所の指示により、帰国者・接触者外来を紹介されて受診するこ

とになります。なお、相談受診の目安については、市内医療機関、りすた、関係機関、包括支援系の訪問等を通じて周知を行っておりますが、引き続き、市民周知に努めて参りたいと思います。

続きまして、資料 3 をご覧ください。新しい生活様式の実践例について、ご説明いたします。

社会経済活動を段階的に引き上げるために、新型コロナ感染症予防を生活の中で常に意識して活動することが不可欠とされました。そこで示されたのが新しい生活様式の実践例です。国の専門家会議で示されて、これを基本に北海道では、道民や事業者に対し、「新北海道スタイル」を発表しています。

考え方の基本となるのは、(2)の日常生活を営む上での基本的生活様式で、それを一人ひとりの対策にしたのが(1)になります。さらに日常生活の場面別に当てはめたものが(3)ということになります。

このほか関係団体から順次、感染予防ガイドラインが示されています。

これまでも 3 密の回避、手洗い、マスク、社会的距離の確保、換気について報道を含め周知され、定着しつつはありますが、今後も実践していく必要があります。6 月 1 日から北海道の自粛要請や施設利用制限は解除されましたが、今のところ 7 月 31 日までは移行期間とされ、継続して取り組むことになります。6 月の広報で周知したところではありますが、更に市民や事業者に向けてチラシを作成し、配布・周知していきたいと考えています。

説明は以上です。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【財政課】

(千葉委員長)

次に、財政課より報告を受けて参ります。

(財政課長)

おはようございます。

それでは、財政課より 3 点ご報告申し上げます。

まず 1 点目、財政再生計画の変更についてでございます。今回の財政再生計画の変更は、令和 2 年度第 2 次 5 月の変更以降に生じた新たな課題に対応するものでございます。

計画変更後の歳入・歳出増減額は 1 億 1,288 万 6,000 円でございます。

変更に伴い必要となる財源については、国道支出金や幸福の黄色いハンカチ基金を活用するほか、一般財源は財政調整基金からの繰入金により対応するため、再生計画期間の変更はございません。

それでは、歳出関係からご説明申し上げます。

教育課及び消防本部の分でございます。3ページをご覧ください。

No, 12、救急隊員血中抗体検査及びワクチン接種。救急隊員の感染防止対策として義務化されたワクチン接種の種類が増加したため、必要な経費を計上するものでございます。また、救急隊員以外の消防職員についても、救急支援等で傷病者と接触する可能性があるため、同様の経費について、計上するものでございます。

変更額は99万4,000円、全額一般財源でございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

No, 13、新規職員採用関係経費。消防職員の欠員補充のため、令和2年6月1日付で採用を予定していることから、北海道消防学校入校に係る諸経費を計上するものでございます。

変更額は88万6,000円、全額一般財源でございます。

No, 14、外国語指導助手関連経費。夕張市外国語指導助手、いわゆるALTでございますが、例年1名を採用しておりますが、令和2年8月4日任期満了をもって帰国することから、現ALTの帰国に係る経費及び、新たに指導助手を任用することに必要な経費について、計画に計上するものでございます。

変更額は89万1,000円、全額一般財源でございます。

続きまして、No, 15、児童生徒情報化促進事業。国が定める「GIGAスクール構想の実現」に向け、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により休業を余儀なくされた小・中学校において、学習の遅れが生じないようにICT環境を整備するため、小・中学校の児童生徒に、1人1台タブレットが配置されるよう整備を進めるところでございます。国庫補助が、令和2年度内に小・中学校の児童生徒全員にタブレットを配置することと、ネットワーク整備をすることが対象となることから必要な経費を計画に計上するものでございます。

変更額は2,830万7,000円でございます。国庫支出金1,605万4,000円と幸福の黄色いハンカチ基金繰入金1,225万3,000円で対応するものでございます。

No, 16、通学定期券購入経費。徒歩による通学が困難な児童・生徒に対して、路線バスに係る通学定期券の購入については、市の全額負担で交付を行っているところですが、小学生の市内転居及び転入に伴って路線バス利用者

が増えたため、必要な経費を計上するものでございます。

変更額は 35 万 9,000 円、全額幸福の黄色いハンカチ金繰入金でございます。

教育課、消防に関する歳入につきましては、5 ページをご覧ください。5 ページの No, 3 及び 6 ページの No, 8 の幸福の黄色いハンカチ金繰入金の一部が、ただいまご説明した歳出の財源となるものでございます。

教育、消防関係については以上でございます。

(千葉委員長)

報告に対する質疑を受けて参ります。

(熊谷委員)

4 ページの 15 番について伺います。各家庭にタブレットを配付するという事で、ネットワーク整備についても書かれていますけれども、家庭におけるネットワーク、今実際に家庭についていないけれども、これからタブレットを使うことになる。そのための環境整備について予算化されているのだというふうに思うのですが、こういった形の、例えばポケットWi-Fiみたいなものを使うのか。それと、もう一つは、通信費はどういうような負担になるのか。その辺をお願いします。

(教育課長)

ただいまの熊谷委員のご質問にお答えしますが、ここで載せている情報通信ネットワーク環境整備は、学校のネットワークの環境整備でございまして、今後、ご指摘のとおり、児童・生徒にタブレットが 1 台ずつ行き渡るということになる、家庭でのネットワークの環境がどうなんだという問題がどうしても生じて参ります。今、小・中学校におきまして、それぞれご家庭に協力いただいて、今アンケートと申しまししょうか、各家庭のネットワーク環境がどういう状況にあるのか、今把握に努めているところでございます。その把握に努めた後、今後、タブレットを導入する際に家庭でのネットワーク環境をどうするのか、そこで市として何ができるのか、そういう検討に入るところでございまして。

以上です。

(熊谷委員)

はい、分かりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(本田委員)

同じく 4 ページの 14 番の外国語指導助手関連経費についてなのですが、既存の方が帰国されるということで、新規に任用を予定しているということ

であります、ご存じのとおり諸外国も今感染が非常に拡大をしている中で、この過程といいますか、作業は、ある程度内定しているものなののでしょうか。
(財政課長)

A L Tの任用に関しては、夕張市が直接外国の方とやるものではなくて、札幌にある事業団にお願いをして、そこで、全国、日本の全国のA L Tを連れてくるというような状況で、例えばアメリカであれば、アメリカのほうで日本でのA L T希望者を集めて、その中で採用試験を行った中から連れてくるというのが流れになっておりまして、今現段階、夕張市のほうにA L Tの募集状況ですとか、任用状況というのは、まだ情報は流れてきておりませんので、このコロナの影響でどういう影響が出るかというのは、もうちょっと後にならないとちょっと分かりかねないというところでございます。

(本田委員)

そうすると仮定の話になりますが、万が一その事業団を通じて、こういう状況の中で採用は難しいということになった場合には、また、その時点で新たな方策を考えるという認識でよろしいでしょうか。

(財政課長)

そのとおりで、今後、またその際に検討したいというふうに考えております。

(本田委員)

分かりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

(財政課長)

それでは、続きまして、保健福祉課及び総務課に関する説明を行います。

1 ページをご覧ください。1 ページ、No, 4、システム改修委託費。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバーカードでございますが、に係るデータ標準レイアウト関連様式に新たな項目の追加があったため、個人番号連携情報について、システム改修を行うことから必要な経費を計上するものでございます。

変更額は295万3,000円、全額一般財源でございます。

続きまして2 ページ、No, 8、介護保険事業会計繰出金。介護保険法における低所得者軽者軽減分については、一般会計からの繰出しを行っているところでございます。これまで段階的に軽減を行ってきたところでございますが、今般、令和2年度より減免率の完全実施が行われることに伴い、減収分に必

要な経費を計上するものでございます。

変更額は 1,181 万 7,000 円、国庫支出金 590 万 8,000 円、道支出金 295 万 4,000 円、一般財源が 295 万 5,000 円でございます。

保健福祉課及び総務課、申し訳ございません。

それと、それに対応する歳入でございますが、5 ページをご覧ください。
No, 1 及び 6 ページの No, 5 が国庫支出金及び道支出金の歳入の財源となるものでございます。

保健福祉課及び総務課については以上でございます。

(千葉委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

(財政課長)

件数があるので、先に説明してもいいですか。

件数が結構ありますので。

(千葉委員長)

説明だけ、はい。

(財政課長)

説明だけ先にしてもよろしいですか。

(千葉委員長)

はい。

(財政課長)

それでは、地域振興課、市民課、生活福祉課についてのご説明をいたします。

1 ページをご覧ください。No, 1、幸福の黄色いハンカチ基金積立金。新型コロナウイルス感染症対策事業を指定した寄附があったことから「幸福の黄色いハンカチ基金」へ積み立てるための必要な経費を計上するものでございます。

変更額は 250 万円、財源は、夕張まちづくり寄附金でございます。

続きまして、No, 2、ふるさと納税システム等利用料。本市の重要な財源となっているふるさと納税による寄附金については、寄附者の約 9 割がインターネットによる寄附になっているところでございます。そのさらなる増額につなげるため、現在利用しているふるさと納税サイト 1 社に加え、新たにもう 1 社ふるさと納税サイトを導入するため、必要な経費を計上するものでございます。

変更額は 742 万 5,000 円、全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金でございます。

No, 3、幸福の黄色いハンカチ基金助成。「夕張まちづくり寄附条例」に基づき、特定の団体を指定した寄附について、寄附者の意向をできる限り速やかに実現するために必要な経費を計上するものでございます。

変更額は 912 万 7,000 円、全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金でございます。

続きまして 2 ページをご覧ください。No, 5、夕張市チャレンジ事業。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者の事業の拡大を促し地域経済の活性化を促進するため、市内事業者の事業拡大に対して助成を行うために必要な経費を計上するものでございます。

変更額は 200 万円、全額一般財源でございます。

No, 6、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金。社会保障・税番号制度番号カード交付事業費補助金は、いわゆるマイナンバーカードでございますが、国が示す上限額の範囲内で予算措置し、地方公共団体情報システム機構に支出してるところでございます。全国的に、個人番号カードの取得推進等により取扱い件数が増加したため、交付金上限額が大幅に増額になったことから必要な経費を計上するものでございます。

変更額は 508 万円、全額国庫支出金となっているところでございます。

続きまして、No, 7、民生委員協議会交付金。民生委員等関係経費負担金取扱要綱の一部改正があり、民生委員活動費等の基準額単価が改正され必要とされたことから、必要な経費を計上するものでございます。

変更額は 13 万 9,000 円、全額道支出金でございます。

続きまして、3 ページをご覧ください。じん臓機能障害者通院移送支援事業。本市の人工透析患者は、市、社協、タクシー運行業者の三者間の覚書により運行経費を補助し、市外への通院手段の確保をしているところでございますが、今般「北海道におけるタクシーの運賃改定」があり、当初予算より増額となったことに伴い、必要な経費を計上するものでございます。

変更額は 75 万 5,000 円、全額一般財源でございます。

続きまして、No, 10、葬斎苑管理。本市の葬斎苑については、火葬炉内の耐火レンガの剥離等により煙突内部の更なる崩落の危険性があり、改修工事に係る経費について計上するものでございます。

変更額は 465 万 3,000 円、全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金でございます。

No, 11、感染症緊急経済対策支援。新型コロナウイルス感染症の影響により経済損失があった飲食店に一律 10 万円の給付。また、飲食店以外につい

ても一定以上の経済損失があった事業者についても 10 万円の給付。更に、テイクアウト、デリバリー等の事業を行う飲食事業者に対して必要な経費に充当できる 10 万円を併せて給付するため、これに必要な経費を計上するものでございます。

変更額は 3,500 万円、全額一般財源でございます。

また、これに伴う歳入でございますが、5 ページをご覧ください。5 ページの No, 2、No, 4、6 ページの No, 6、No, 7、No, 8、これが歳入のほうの財源となっているところでございます。

以上でございます。

(千葉委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

(今川委員)

3 ページ、11 番、感染症緊急経済対策支援についてお伺いいたします。

こちらは、算出根拠として、市内飲食店が 35 店舗であるという形で、市内事業者が 350 店。そのうち 8 割程度が申請するだろうということで算出しているわけなのですが、仮に、これを上回る申請があった場合について、先着順になるのか、それとも案分での減額という可能性があるのか、それとも、更に、補正を組むというような考えになるのか、そちらの想定について、お聞きいたします。

(地域振興課長)

今川委員のご質問にお答えいたします。

一応、現段階の算定基礎につきましては、考える最大限の数字を見込んでいるところではございますので、これを上回るとは基本的には、一応、我々としては今想定しているところではございますけれども、万が一想定を上回った場合には、しかるべき対応をちょっとしていきたいと考えておりますので、ちょっとそこについては、今後、検討させていただければと思います。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(大山委員)

11 番の感染症緊急経済対策支援についてお伺いいたします。

飲食店の 35 事業者、それとそれを含めた 350 の事業者ということですが、飲食店については連合会、それから一般の事業者につきましては、商工会議所等に加盟しているというところが、140 事業所ほどあると思いますが、この 350 の事業所というのは、市のほうでどのように把握しているのでしょうか。

(地域振興課長)

大山委員のご質問にお答えいたします。

こちらの 350 という数字でございますけれども、こちらにつきましては、各年実施のため、最新のものが平成 30 年の数字ではありますけれども、道庁さんのほうが、経済センサスに基づいて算出した事業者数データの集計表がございまして、それを商工会議所さんからいただいた数字でございます。

以上でございます。

(大山委員)

はい、分かりました。

それで、飲食店の連合会ですとか、会議所に加盟しているというところはある程度把握、内容を把握できると思うのですが、それ以外の事業者の事業実態というのは、どのような、申請書類等いろいろあると思うのですが、どのような確認をしていくというお考えでしょうか。

(地域振興課長)

大山委員のご質問にお答えいたします。

現時点におきまして、我々としましては、飲食店に対する給付金、もしくは、一定程度売上げが落ちた飲食店以外の事業者に対する給付金につきましても、営業自体はあることというのを一応、念頭に置いております。で、一応、その根拠としまして、例えば飲食店であれば食品衛生法に基づく許可証でありますとか、あと事業者さんにつきましては、一定程度減額ということでございますので、昨年度の実態であります確定申告の写しでありますとか、あと売上げが落ちている月の帳簿の写し等、そういった必要書類を提出いただいて、確認する予定としているところでございます。

(大山委員)

はい、分かりました。

それと、もう 1 点なのですが、例えば、今年に入ってから事業を始めたとか、更には、例えば 4 月の末でもうやめてしまったと、5 月の末でやめてしまったという、実際いろいろあると思うのですが、今回の夕張市の支援、何というのですかね、基準日みたいなものを設けているのでしょうか。

(地域振興課長)

大山委員のご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、基本的には、営業実態が現時点であるところについて、給付するものでございますので、例えば、一定程度売上げが落ちた事業者さんに対するものにつきましては、昨年度と比べるものでございますので、昨年末時点で営業している、現時点でも営業しているものというふうに基準に設定しようと思っております。

また、飲食店に対する一律 10 万円の給付についてでございますけれども、こちらは現在のところ、6 月 1 日時点で営業実態がある飲食店について、給付する予定としているところでございます。

以上でございます。

(千葉委員長)

よろしいですか。

(大山委員)

はい。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(本田委員)

2 番のふるさと納税システム等利用料についてお伺いをしますが、これまでインターネット上で寄附の受付というのは 1 社だったというところをもう 1 社と契約をして間口を広げるということかと思うのですが、非常に素晴らしい取組かと思うのですが、もう 1 社増やすことによって、どのぐらいのふるさと納税の増額を見込んでいるのか、その辺のお考えを伺います。

(地域振興課長)

本田副委員長のご質問にお答えいたします。

我々としては、少しでも寄附額を増やしたいという思いで、今回このような取組をさせていただこうというところではあるのですが、願いとしては、1 社増やすので単純に倍となれば、当然うれしいところではございますけれども、なかなかそうはいかないところかなとは思っておりまして、少しでも寄附額が増えればという思いで、今回、こういう取組をさせていただいているところでございます。

(本田委員)

分かりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

(財政課長)

続きまして、資料 1-2 でございます。令和 2 年度第 2 次(6 月)財政再生計画変更の概要について、記載しておりますので、ご確認願います。

続きまして、報告の 2 番目、令和 2 年度各会計の補正予算調書でございます。資料 2 をご覧ください。

1 ページ、一般会計款別総括でございますが、補正額は 1 億 1,288 万

6,000 円、補正後の予算総額は 110 億 6,020 万 8,000 円となるところでございます。

続きまして、2 ページから 4 ページまで、一般会計における事項別明細が記載されておりますが、先ほどの計画変更の内容と同様でございますので、説明については割愛させていただきます。

続きまして、報告事項の 3 点目、令和元年度夕張市全会計の決算見込額についてご報告をいたします。

5 月 31 日をもって、令和元年度の全会計を閉じたところでございます。一般会計及び各特別会計の歳入・歳出額及び実質収支は、資料 3 のとおりとなりましたのでご覧ください。

なお、今回お示ししたのは決算見込額でございますので、正式な会計ごとの決算書及び事項別明細書につきましては、例年どおり 9 月開催予定の第 3 回定例市議会にてお示しをし、認定に付す考えでございます。

ここで、一般会計について述べますと、実質収支額は 5 億 7,000 万円余りの黒字となる見通しでございます。

令和元年度の特別交付税については、資料 3 の表の下段に記載しておりますので、ご確認願います。

決算剰余金につきましては、全額令和 2 年度の会計へ繰り越した上で、今年度中に一部を除き財政調整基金に積立てを行い、本市財政再生計画の推進のため、また今後新たに生じる諸課題への対応のため、計画的な活用を行う考えでございます。

説明は以上でございます。

(千葉委員長)

報告に対する質疑を受けて参ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財政課を終わります。

【閉会】

(千葉委員長)

以上で、本日本日予定していました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じます。ご苦労さまでした。

午前 11 時 40 分閉会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委 員 長
